

令和3年度名古屋市教育委員会第26号議案

名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針

名古屋市教育委員会

「ナゴヤ子ども応援大綱」及び「第3期名古屋市教育振興基本計画」の基本理念をふまえ、市民の信頼と期待にこたえて学校教育の振興を図るために、次の方針により、全市的視野に立って公正かつ適正な人事異動を実施する。

- 1 教職員の意欲向上及び学校教育の充実を図るため、適材を適所に配置する。
- 2 各学校の気風の刷新及び学校教育の活性化を図るため、広く人材を登用する。
- 3 将来にわたる学校教育の継承及び発展を図るため、人材の育成に資する配置を行う。

○ 令和3年度末人事異動における基本方針の具体化

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や生徒指導・教育相談に資する人事の推進
- ・ 育児や介護、通勤の利便さ等のワークライフバランスに配慮した人事の推進
- ・ 校種間交流やインクルーシブ教育に留意した交流人事の推進
- ・ 女性や若手教職員の管理職等への積極的な登用の推進
- ・ ベテラン教職員の知識や技術の伝承に資する人事の推進

ナゴヤ子ども応援大綱

～ 日本で一番子どもを応援し、一人の子どもも死なせないマチ ナゴヤ ～

「一人ひとりの人生の基盤としての理念」に基づく支援を推進！

「一人ひとりの人生の基盤としての理念」～あなたもわたしも「いま、ここ」にいたいと思える場をつくる～

○「権利ある主体」である一人ひとりの人間

- ・子どもも大人もすべての人がそれぞれの「生（いのち）」を全うする、権利ある主体者です。
- ・すべての人の「生」が尊重され、生きられる社会にむけて、一人ひとりの権利を保障します。

○「いる」ことができるコミュニティ

- ・一人ひとりが「人」とのつながりを感じられるよう、継続的で応答的な関係をつくります。
- ・一人ひとりが未来につながる体験をし、「いる」ことができるコミュニティを実現します。

○一人ひとりがいられる居場所づくり

- ・つながりのなかで「いる」ことが実感できる居場所をつくります。
- ・「あなた」が「いま、ここ」にいたいと思える環境づくりに関わるのは「わたし」たち一人ひとりです。

教員に加え、子どもを守る専門家の学校への配置を推進し、 人生を生き延びるスキルを子どもたちが自ら考え・学ぶ環境づくりを推進！

○学校は子どもを守るところであり、福祉的な役割があることを確認します。

また、学業不振で悩む子どもたちが、幸せを感じ、将来の針路に希望を持つことができるよう応援します。
そのための組織の位置づけ、専門職（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど）や専任支援教員の確保を行い、子どもを守るための予算は惜しみません。また、高校入試改革にも取り組みます。

○常勤の総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと、スクールセクレタリー、 スクールポリスからなるチームで子どもを応援する日本初の仕組み「なごや子ども応援委員会」により、 悩みを解決し、目の前の進路にとどまらず「大きくなったら何になるの？」と一緒に考えて、将来の針路を 応援します。

○学校にキャリアの専門家の配置を推進し、人生を生き延びるスキルを子どもたちが自ら考え、自ら学ぶ 環境づくりに取り組むことで、子ども一人ひとりの針路を応援します。

○独立性が確保された第三者機関として設置した子どもの権利擁護機関と積極的に協力・連携するなど、 子どもの問題に正面から全庁的に取り組みます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱として、
上記のとおり定める。

平成27年 5月24日

平成29年 7月14日改正

平成30年11月13日改正

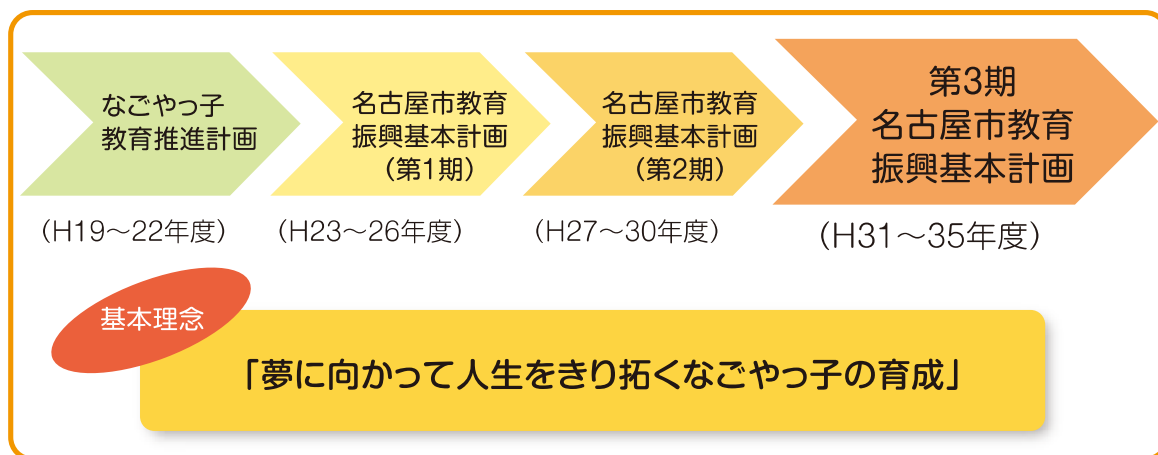
令和 3年10月15日改正

名古屋市長

河村 たかし

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨



本市では、平成19(2007)年3月に教育に関する初めての中期計画である「なごやっ子教育推進計画」を策定して以降、「名古屋市教育振興基本計画」(平成23(2011)年3月策定)及び同第2期計画(平成27(2015)年3月策定)を通じ、「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成」を基本理念としながら、計画的な教育行政の推進に努めてきました。

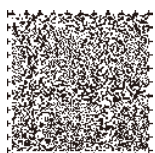
いま、私たちを取り巻く社会は、大きく変わりつつあります。ICT⁵⁴の急速な進化やグローバル化¹⁸の進展、少子化・高齢化による人口構造の変化、国籍・民族など多様なバックグラウンドをもつ市民の増加など、その変化は、学校(以下幼稚園を含み「学校」といいます。)や学びのあり方に、大きな変革を求めています。これまでの延長線上にある考え方だけでは対応していくことができない、そんな時代が来ています。

本市では、こうした社会の変化を、子ども・大人が自らの可能性を開くチャンスある時代の到来と前向きに受け止め、直面するさまざまな課題に戦略的に取り組むことで、それを強みに変えるという発想をもちながら、学校や学びに関する施策・事業(以下「施策等」といいます。)に、果敢に取り組んでいきたいと考えています。そして、「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成」を基本理念として受け継ぎながら、予測が困難で不確実な時代の中で、未来を担う子どもや大人が質の高い学びによって可能性を広げ、活躍することのできる活力あるまちづくりを進めたいと考えています。

しかし、直面する課題は多様化・複雑化しており、その実現は容易ではありません。本市では、市長と教育委員会が方向性を一致させ、市民の皆さまと連携・協力しながら、さまざまな課題に向き合っていきたいと考えています。

本計画は、市民の皆さまと共に名古屋の教育をつくりあげていくための施策等を、総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

凡例 ICT⁵⁴: 資料③ 用語解説 (P.167～) の54を参照してください。



令和３年度末 名古屋市公立学校教職員人事異動実施要項

名古屋市公立学校人事異動基本方針に基づき、人事異動の具体的な進め方について必要事項を以下のように定める。

1 校（園）長・教頭の人事について

（１）新 任

- ① 登用に当たっては、次の点を総合的に評価し、公正かつ適正に行う。
 - ア 高い教育的識見と豊かな包容力を有すること。
 - イ 経営管理の才幹と優れた指導力を備えていること。
 - ウ 時代の進展に深い洞察力をもち、これに対処し得る能力をもつこと。
 - エ 健康で、信頼と敬愛を受けるに足る資質を有すること。
- ② 本人の能力、特性により適材を適所に配置する。

（２）転 任

学校経営の充実と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

2 教員（栄養教諭を除く）の人事について

（１）新 任

- ① 本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。
- ② 学校の教員構成を検討して適材を適所に配置する。

（２）転 任

学校・園の事情を考慮し、次の点を総合的に判断して公正かつ適正に行う。また、配置換えを希望する者、配置換えを必要とする者については、勤務状況・指導能力・校種別歴任校・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

<高等学校>

- ① 各校の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- ② 新規採用以来同一校勤務者については、教職経験を豊かにするため、できるだけ配置換えする。また、同一校における永年勤務者についても、可能な範囲内において配置換えする。
- ③ 定時制教育の充実のため勤務年数等も考慮し、全日制・定時制課程間の配置換えに努める。
- ④ 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者は、別途審議する。

<小学校・中学校・特別支援学校>

- ① 同一校に引き続き８年在職している者は配置換えする。
- ② 新規採用以来同一校に６年以上在職している者には、配置換えを強く進める。
- ③ 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職３年以上の者とする。
- ④ 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- ⑤ 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。
- ⑥ 同一校に３年以上在職し、下記ア・イに該当する者は別途審議し交流を図る。
 - ア 高等学校、中学校、小学校、幼稚園への配置換え（校種間交流）を希望する者
 - イ 特別支援学級・特別支援学校から普通学級、普通学級から特別支援学級・特別支援学校への配置換え（特普交流）を希望する者
- ⑦ 配置換え対象者には、教職経験を豊かにするために、歴任校を勘案し異なった地域への配置換え及び校種間等の交流を強く勧める。

<幼稚園>

- ① 各園の教育課程の円滑な実施を図るため、将来の教員構成を見通して配置換えする。
- ② 新規採用以来同一園勤務者については、教職経験を豊かにするため、積極的に配置換えする。また、同一園における永年勤務者についても、配置換えを進める。
- ③ 高等学校、中学校、小学校、特別支援学校への配置換え（校種間交流）を希望する者は、別途審議する。

3 栄養教諭の人事について

(1) 新 任

- ① 本市教育委員会の教員採用計画に基づいて採用する。
- ② 食中毒対策など衛生管理面やアレルギー対応の強化に留意し、学校規模や全市的配置状況を考慮して教育委員会が必要と認めた学校に3年から5年配置する。小学校については原則1行政区当たり2校以上、小学校給食調理等業務委託校に配置する。特別支援学校については全校に配置する。

(2) 転 任

配置換えを希望する者、配置換えを必要とする者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

- ① 同一校に引き続き5年配置している者は配置換えする。
- ② 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- ③ 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- ④ 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

4 事務職員（高等学校事務職員を除く）の人事について

＜係長級事務職員＞

(1) 新 任

- ① 登用にあたっては、本市人事委員会規則に則って、公正かつ適正に行う。
- ② 係長級事務職員は、係員段階事務職員とは別に小学校、中学校及び特別支援学校に配置する。なお、係長級事務職員は、小学校及び中学校については、全市的な立場に鑑み、市内全域に均等に配置するように努め、特別支援学校については全校に配置する。

(2) 転 任

全市的な立場で本市の学校事務の円滑な運営と発展を図るため諸般の事情を考慮して配置換えする。

＜係員段階事務職員＞

(1) 新 任

- ① 本市職員の採用計画に基づいて採用する。
- ② 1校に1名配置する。
- ③ 特に必要と認めた学校及び特別支援学校に複数配置する。
- ④ 新規採用者は複数配置校に配置するよう努める。

(2) 転 任

配置換えを希望する者、配置換えを必要とする者については、勤務状況・在職年数等、諸般の事情を考慮して行う。

- ① 同一校に引き続き5年在職している者は配置換えする。
- ② 新規採用以来同一校に5年以上在職している者及び新規採用以来同一の複数配置校に3年以上在職している者は、経験を豊かにするために配置換えする。なお、新規採用以来同一の複数配置校に在職3年未満の者には、配置換えを強く勧める。
- ③ 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者とする。
- ④ 配置換えを必要と認める者は、別途審議する。
- ⑤ 中学校区内居住者には、配置換えを強く勧める。

5 学校栄養職員の人事について

学校栄養職員は栄養教諭に準ずる。

6 付記

- (1) 特別な事情により配置換えをしない者については、別途審議する。
- (2) 所有する普通免許状の範囲内で担当教科の変更をする場合は、別途審議する。
- (3) その他、実施要項によりがたい場合は、別途審議する。